

第3期橋本市 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和 11 年度



概要版



令和7年3月
橋本市

計画の概要

計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月に「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう取組を進めてきました。

一方、国では、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた「こどもまんなか社会」を目指すことが示されました。令和5年4月には、こども基本法の施行、及びこども家庭庁の創設がされました。また、同年12月にはこども大綱が閣議決定され、こども政策を総合的に推進するための方針が示されました。

本市においては、令和6年度で「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、あらゆる状況におかれている子どもを、ライフステージによる切れ目なく支援していくこと、また子育て家庭を含め地域全体で支えていくことができるよう、「第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

計画の基本理念

～笑顔とあたたかさを未来へ～

子ども・親・地域がともに育ち合うまち 橋本



本市では、「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」において、子どもがたくましく健やかに育つことはもちろん、今後も親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進することで親も育つとともに、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、支え合うことで、地域も育つという「ともに育つ」まちを目指してきました。本計画においても、子どもにも、親にもやさしい、みんなが「ともに育つ」まちづくりを地域全体で進めるため、第2期計画の基本理念を踏襲し、上記の基本理念を掲げ、子育て支援施策を推進することとします。

計画の期間と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づくもので、これまでの「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」を継承する形で、「橋本市長期総合計画」を上位計画とし、本市で策定した各種計画との整合性を持たせながら、子育て分野の計画として位置づけるものです。

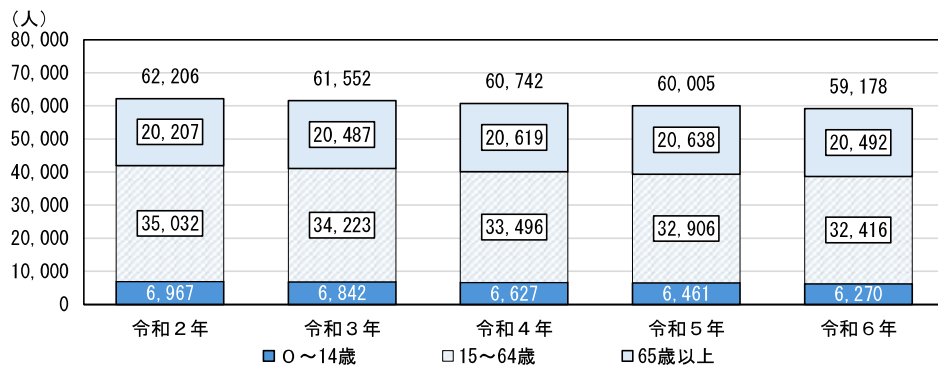
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。本計画の最終年度である令和11年度には、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

年度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
	第2期		第3期 橋本市子ども・子育て支援事業計画						
						評価・見直し		次期計画	

本市の現状

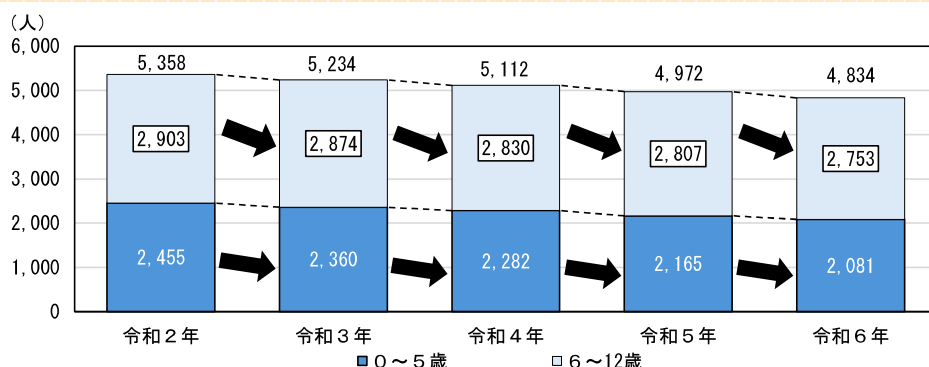
総人口、年齢3区分別の人口推移

本市の人口は、平成12年以降減少傾向が続いており、令和6年には59,178人となっています。年齢3区分人口割合は、0～14歳人口・15～64歳人口が減少しており、65歳以上人口は増加傾向で推移してきましたが、令和5年から6年にかけては微減しています。しかし、割合は増加しており、依然として少子高齢化が進んでいます。



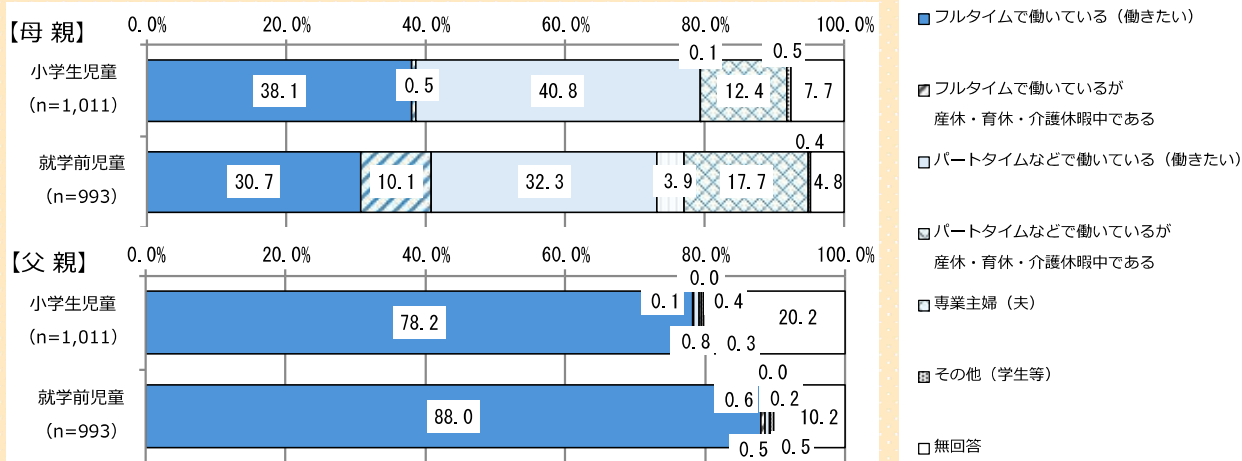
児童人口の推移

本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、令和6年には4,834人となっています。0～5歳、6～11歳の区分においても、ともに減少傾向が続いています。



母親と父親の就労状況

保護者の就労状況について、父親では、フルタイム就労者（休業中は含まない）が就学前児童では約9割、小学生児童では約8割となっています。母親では、フルタイム労働者が就学前児童では約4割、就学児童では約3割となっており、働く母親が増加しています。



計画の基本目標と施策の展開

基本理念

笑顔と温かさを未来へ
子ども・親・地域が共に育ち合うまち
橋本

基本目標

1

地域ぐるみの子ども・親の
健やかな育み支援

2

安全で安心して暮らせる
環境づくり

3

ワーク・ライフ・バランス
の推進

4

すべての子どもの
権利を守る、
きめ細やかな取組の推進

施策の展開

1-1 地域における子育て支援サービスの充実

①地域ぐるみの子育て支援、情報提供と
相談活動の充実

②子育てを支える交流の機会づくり

1-2 教育・保育サービスの充実

①教育・保育サービスの量と質の確保

②多様な保育サービスの提供

③幼児期の教育・保育の連携

1-3 子どもの居場所づくり

①放課後児童対策の充実

②児童館等を通じた子どもの育み支援

③異世代で交流する居場所づくり

1-4 子どもと親の生命と健康を守る取組

①講座や教室、相談事業の推進

②早期支援・早期発見への取組

③家庭での事故防止の啓発

④食に関する生活習慣の確立と

体験学習等の促進

⑤思春期保健対策の充実

⑥小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実

1-5 学校・家庭・地域の連携の推進

①家庭・地域とつながる学校づくり

②学校教育環境の充実

③家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供

④青少年団体等の各種団体活動への支援

⑤交流や体験の機会づくり

2-1 子どもが安心して暮らせる環境づくり

①安全・安心なまちづくり

②身近な環境に配慮したやさしいまちづくり

2-2 事故から子どもを守る活動

①安全な道路交通環境の整備

②地域と連携した交通安全の確保

2-3 犯罪等の被害から子どもを守る活動

①地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進

②安全教育の推進

③被害にあった子どもに対するケアの充実

3-1 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進

①男女共同参画の意識の啓発と教育の推進

3-2 企業や地域の働きかけの推進

①事業主等への啓発活動

②産前産後休業・育児休業後の再就職の支援

4-1 児童虐待防止対策の推進

①児童虐待防止ネットワークの充実

②養育支援を必要とする家庭への支援の充実

③子どもの人権を守る取組の推進

④ヤングケアラーの早期把握と相談支援

4-2 家庭における子育て支援の推進

①子育て家庭への負担の軽減

②ひとり親家庭等の自立のための支援

4-3 児童発達支援施策の推進

①早期発見と療育、教育・保育の充実

②支援を必要とする児童へのサービスの充実

4-4 子どもの貧困対策の充実

①就労等支援の充実

②支援を必要とする子どもたちの

関係部署へのつなぎ

事業計画の提供体制

認定区分と提供施設

認定区分	実施機関	令和11年（計画終了年度）まで 必要な施設定員を確保・維持します。	
		見込量	確保量
1号認定：満3歳以上 （保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園	198人	343人
2号認定：満3歳以上 （保育の必要性あり）	保育所、認定こども園	726人	816人
3号認定：満3歳未満 （保育の必要性あり）	保育所、認定こども園 地域型保育事業	567人	541人

地域子ども・子育て支援事業の全体像

事業	事業の内容	令和11年（計画終了年度）	
		見込量	確保量
時間外保育事業 （延長保育）	保育所の開所時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施する事業	475人	1,334人
放課後児童健全育成事業 （学童保育）	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に、放課後や学校休業中に居場所を提供する事業	826人	1,080人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により、事業実施施設を指定し、当該施設において一定期間、養育及び保護を行う事業	70泊	300泊
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、子育て支援へとつなげる事業	789人回/月	1,320人回/月
一時預かり事業 （一般型・幼稚園型、 トワイライト）	就労形態による、短時間・継続的な保育や、緊急時の一時的な保育等に対応するための事業	9,161人日	14,800人日
	幼稚園の一時預かり・2号認定による定期利用 その他の一時預かり（一時保育・トワイライト）	1,285人日	1,550人日
病後児保育事業	保護者が就労等により病気回復期の児童を家庭で養育することができない期間、一時的に保育・看護を行う事業	58人日	290人日
子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター）	乳幼児や小学生等の保護者が子どもの預かり等を希望する際にセンターの橋渡しにより様々な育児の手助けを行う事業	992件	1,146件
利用者支援事業	こども家庭センター型 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるように支援する事業	1箇所	1箇所
	妊婦等包括 相談支援事業 妊婦・その配偶者等に対して、必要な情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業	567回	729回
妊婦健診	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導、医学的検査を実施する事業	243人日	368人日
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境を把握する事業	196人日	218人日
養育支援訪問事業 （育児支援家庭訪問）	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業	60人日	300人日
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が訪問し、家庭が抱える悩みの傾聴とともに、家事・子育て等の支援により、虐待リスク等の高まりを防ぐ事業	100人日	300人日
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る事業	100人日	200人日
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所・認定こども園等を利用できる制度	地域の実情を勘案しながら、実施を検討します	
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や児童等に対して、居場所となる場を開設し、包括的な支援を提供する事業	地域の実情を勘案しながら、実施を検討します	
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義等を通じた情報提供、相談支援等を行う事業	地域の実情を勘案しながら、実施を検討します	

ライフステージ別子育て支援関連事業一覧

ライフステージ別子育て支援関連事業

妊娠・出産

1-1 母子手帳アプリの配信

1-1 子育てガイド「子育てのびのび」の配布

1-1 「子育て情報サイト
はぴもと」の運営

1-1 LINE（ライン）での
情報発信

1-4 一般不妊治療費
助成制度

1-4 妊娠の届け出
（母子健康手帳の交付）

1-4 助産施設入所事業

1-4 妊産婦訪問指導

1-4 ママパパ教室等

1-4 妊婦健康診査費等
助成事業



乳幼児

交流の場づくり

1-1 ファミリーサポートセンター事業

地域で子どもを支える支援

1-1 子育て支援センター事業

1-1 あかちゃんひろば

1-1 ハイハイヨチヨチタイム

1-1 親子サークル

1-1 双子三つ子を育てる親の交流会

1-1 乳幼児の交流教室等

1-1 それいけ！わんパーク

1-1 8か月あそびの教室

健康を守るための取組

1-4 離乳食教室

1-4 予防接種事業

1-4 乳児・幼児健康診査・健康相談

1-4 発達相談

1-4 ここにこ歯磨き教室

1-4 離乳食後期・幼児食栄養相談

1-4 就学時健康診断

4-1 乳幼児健康等未受診者へのフォロー

1-3 ブックスタート事業

保育・教育等のサービスを提供する取組

1-2 保育所・こども園

1-2 教育・保育の質を向上するための研修の実施

1-2 保育士等処遇改善の実施

4-1 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）※

1-2 病後児保育事業

健康を守るための取組

1-4 緊急医療体制の充実

1-4 休日急患医療体制の充実

多世代交流・居場所づくり

1-5 市民活動サポートセンター事業

1-3 図書館事業

1-3 公園・広場等の管理

1-3 こども食堂

1-5 地域における異世代の交流機会の提供（公民館事業等）

様々なつながりづくり

1-5 青少年団体等の各種団体への活動支援

1-5 人と人とのつながりによる活力のある地域づくり（共育コミュニティの推進）

2-1 地域清掃活動等を通じた環境学習

悩みや負担を減らすための相談

1-4 人権相談

1-4 学校生活関連心配ごと相談

1-4 家庭児童相談室事業※

1-4 乳幼児の発達状況や健康相談、育児相談の充実（健康相談事業）

1-4 市民相談

1-4 子どもに関する相談※

4-4 生活困窮者自立相談支援事業

子育てへの男女の参画促進

3-1 男女共同参画に関する講座

3-1 父親の子育て参加促進事業

3-1 講座やイベントを通じた啓発

3-2 ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布

小学生

中学生

訪問を通じた支援

- 1-4 新生児・乳幼児・未熟児訪問指導
- 1-4 乳児家庭全戸訪問
- 4-1 養育支援訪問事業
- 4-1 子育て世帯訪問支援事業

発達・療育の支援

- 4-3 のびのび教室
- 4-3 サポート教室
- 4-3 ことばの教室
- 4-3 療育検討委員会
- 4-3 関係機関や発達相談員による研修の実施
- 4-3 発達支援保育事業
- 4-3 発達相談員による相談

- 1-2 一時預かり（一般型・幼稚園型）
- 1-2 延長保育事業
- 1-2 保育士確保対策の実施
- 1-2 幼児期の教育・保育の連携

学習・育みにかかわる取組

- 1-5 算数教室・科学教室・発明クラブ
- 1-3 子ども館・児童館活動
- 1-4 いのちを育む授業
- 1-5 家庭教育支援事業
- 1-4 消費生活センター、各種安全教室等
- 1-5 キャリア教育
- 1-5 教育研究委託事業
- 1-5 コミュニティ・スクール
- 1-5 適応教室「憩の部屋」
- 2-3 消費者教育・啓発
- 3-1 仲間づくりの機会、遊び場等の情報提供
- 4-2 就学援助
- 4-4 学校プラットフォーム化

食育の推進

- 1-4 給食だより等
- 1-4 交流会の実施
- 1-4 アレルギー対応給食の提供

放課後等の居場所づくり

- 1-3 学童保育
- 1-3 ふれあいルーム
- 1-3 放課後等デイサービス事業※

学校等の相談支援

- 1-4 家庭環境に応じた情報提供
- 1-5 教育相談の充実（スクールカウンセラー配置事業の活用）
- 2-3 カウンセリング等支援事業
- 4-1 学校生活や青少年に関する相談

防犯等、安全を守る取組

- 2-3 安全パトロール
- 2-3 防犯教育、消費者教育、情報モラル教育等の実施
- 2-2 事故防止に関する啓発事業、交通安全教育
- 2-3 防犯訓練
- 2-3 子ども安全教室
- 2-3 きしゅう君の家運動

子どもの権利を守るための取組

- 3-1 人権教育の推進※
- 4-1 人権に関する啓発の推進（児童相談事業）※
- 4-1 ヤングケアラー相談窓口の設置※
- 4-1 ヤングケアラーに関する研修会※
- 4-1 学校スクリーニング事業
- 4-1 児童虐待防止に向けた子育て関係団体との連携の促進※
- 4-1 各関係課・関係機関の連携による、ヤングケアラーの早期把握と支援の仕組みづくり※

地域で子どもの安全を守るための取組

- 2-2 通学路安全確保・バリアフリー化等
- 2-2 通学路安全推進会議
- 2-2 青少年育成市民会議
- 4-1 要保護児童対策地域協議会

障がいのある子どもへの支援

- 4-2 重度心身障害児（者）医療費助成※
- 4-2 障害児福祉手当※

地域での防災の促進

- 1-4 生活習慣病予防のための各種健診
- 2-1 地域防災訓練
- 2-1 小学校防災キャンプ事業
- 2-1 防災教育の推進
- 2-1 各種避難訓練
- 2-1 食品ロス削減につながる活動の推進

母子・父子家庭に対する支援

- 4-2 母子・父子寡婦福祉資金貸付制度※
- 4-2 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金※
- 4-2 母子家庭等自立支援事業※
- 4-2 母子生活支援施設事業※
- 4-2 ひとり親家庭医療費助成※

助成等の支援

- 4-2 児童扶養手当※
- 4-2 特別児童扶養手当※
- 4-2 児童手当※
- 4-2 乳幼児・子ども医療費助成※
- 4-2 紙おむつ用ごみ袋給付事業
- 4-2 三子以上に係る育児支援助成（和歌山県）

- 3-1 すべての男女が力を引き出し育むためのエンパワーメント講座の開設
- 3-1 啓発・研修の充実（男女共同参画リーダー研修）
- 3-2 女性起業支援研修
- 3-2 女性電話相談事業
- 3-2 子育て後の復職しやすい環境づくり

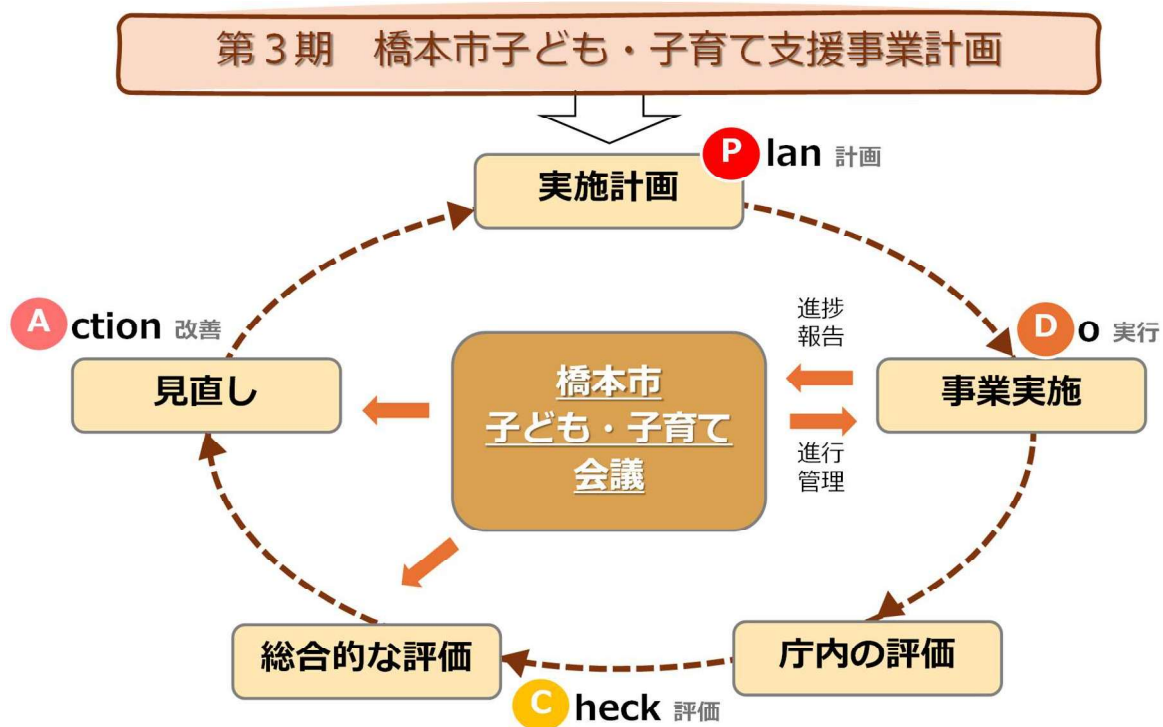
計画の推進

計画の推進体制

本計画の推進においては、行政だけでなく、様々な分野の関わりが必要です。家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

計画の進行管理

「橋本市子ども・子育て会議事務局」（子育て支援各施策の担当課）において、施策・事業の進捗状況を把握し、情報共有を行うとともに、有識者と市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」に報告し、計画の推進と進行管理を行います。



第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行者：橋本市（編集：こども課）

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL 0736-33-1111（代表） FAX 0736-33-1665